

連絡先 国土交通政策研究所
担当：日原・蹴揚
代表 03-5253-8111
(内線 53838)
直通 03-5253-8816

「外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究」の報告書（概要）について

平成16年11月10日
国土交通省国土交通政策研究所

国土交通省国土交通政策研究所では、外国人観光客に係る我が国の既存統計及び海外の統計の現状を整理するとともに、日本人観光客を含む包括的な観光統計の整備に資することも展望しつつ、外国人観光客に係る統計の整備に向けて克服すべき課題・問題点及び日本で整備すべき統計情報の基本的イメージについて、実務的・実践的な観点から検討を進めてまいりました。このたび、別紙のとおり研究結果の概要をまとめましたので、お知らせいたします。

なお、本研究の実施に当たっては、「外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究会」を設置し、委員として以下の方々からご指導頂いております。また、資料の収集及び作成に関しては、(財)日本交通公社主任研究員 塩谷英生氏からご協力頂いております。

委員：◎額賀 信 株式会社ちばぎん総合研究所取締役社長
○松本 和幸 立教大学観光学部教授
・高橋 秀夫 社団法人日本経済団体連合会産業本部長
・古賀 学 社団法人日本観光協会調査企画部長
・小田中克巳 社団法人日本ツーリズム産業団体連合会事業部長
・小堀 守 独立行政法人国際観光振興機構事業開発部調査・情報室長
・伊藤 邦宏 北海道経済部観光振興課長
・萩野 覚 日本銀行国際局国際収支課企画役
(武田 英俊 日本銀行国際局国際収支課調査役)

◎座長、○座長代理、敬称略

()内は前任者

研究の概要

1 はじめに

国際観光の重要性はここ数年で飛躍的に高まっており、政府においても21世紀の進路として観光立国を目指し、訪日外国人旅行者を2010年までに倍増するという目標を掲げている。観光立国の推進にあたって圧倒的に重要となるのは、観光統計の整備であり、最近の官民の各種提言等¹においても観光統計の整備充実が求められている。

観光統計により外国人観光客の動向を詳しく把握することは、ターゲットとすべき国・地域や季節ごとの訪問客数の変動等に対応した観光政策の立案に必要であり、また実績に基づく観光政策の評価・検証を可能とするものである。加えて、観光統計は、単に観光政策にとって有用であるだけでなく、人の動きを把握するという意味で、より広範な地域政策の立案・検証にも必要な統計である。さらに、観光の経済効果等を把握し、観光の重要性等を国民に浸透させるためにも、観光統計は重要な役割を果たすと考えられる。

このように、観光立国の実現に向けて統計整備が重要となっているが、現状では様々な政策の立案や効果の検証のための基礎となる包括的な観光統計がなく、基準が統一されていないため地域間比較もできない等の問題点がある。また、近年、観光に関する統計整備を進める動きが国際的に急速に強まっていることも踏まえ、こうした国際的な動きと連携を取り、統計整備を進めることは、経済大国としての我が国の重要な責務の一つである。

そこで本研究においては、「外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究会」を開催し、外国人観光客に係る我が国の既存統計及び海外の統計の現状を整理するとともに、日本人観光客を含む包括的な観光統計の整備に資することも展望しつつ、外国人観光客に係る統計の整備に向けて克服すべき課題・問題点及び日本で整備すべき統計情報の基本的イメージについて、実務的・実践的な観点から検討を進めてきた。本報告書は、その調査結果をまとめたものである。

2 外国人観光客に関する既存統計

(1) 外国人観光客に関する我が国の既存統計

我が国の外国人観光客に関する主要な統計としては、「出入国管理統計」（法務省）、「訪日外国人旅行者調査」（独立行政法人国際観光振興機構(Japan National Tourist Organization)。以下「JNTO」という。）、「国際航空旅客動態調査」（国土交通省航空局）及び「国際収支統計（旅行収支）」（財務省・日本銀行）を挙げることができる。表1にこれら統計の調査概要を示す。

①法務省「出入国管理統計」

出入国管理統計はすべての外国人出国者及び入国者を対象としており、正規出入国者以外に協定該当者、特例上陸人員についても集計している。2002年の正規外国人入国者数は

¹ 例えば政府レベルでは「観光立国行動計画」（平成15年7月 観光立国関係閣僚会議）や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月 閣議決定）において観光統計の整備充実が掲げられているほか、民間においても「21世紀のわが国観光のあり方に関する提言—新しい国づくりのために—」（平成12年10月 （社）経済団体連合会）において観光統計の整備充実の重要性が指摘されている。

577.2 万人、うち短期滞在は 430.2 万人となっている。正規入国者以外では、協定該当者（米軍等）が 13.2 万人、特例上陸者は 204.1 万人（うち乗員上陸が 130.5 万人）と集計されている。

なお、JNTO が公表する「訪日外客数」は、出入国管理統計に基づき、正規入国外国人から日本に永住的に居住する外国人を除き、特例上陸者のうち一時上陸者（寄港地上陸者及び周辺上陸の乗客）並びに通過観光客（観光通過上陸者）を加えて集計しており、2002 年の JNTO 訪日外客数は 523.9 万人である。

②JNTO「訪日外国人旅行者調査～訪問地等について」

訪日外国人旅行者調査は、国際空港等から出国する外国人旅行者（滞在期間 2 日以上、6 カ月以内）を対象に、属性（居住国・地域、性別・年齢層）や訪日目的、訪問地、旅行形態等の項目について調査員聞き取り（アンケート）により実施されている。調査地点については、2002 年調査では新千歳、成田、名古屋、関西、福岡、那覇の国内 6 空港であるが、2004 年調査からは韓国人旅行者の多い博多港が調査地点に追加される予定である。

③国土交通省航空局「国際航空旅客動態調査」

国際航空旅客動態調査は、国際航空旅客の個人属性、国内流動、国際流動及び空港選択理由を調査し、国際空港整備に資する基礎資料を得るため、すべての国際線定期便就航空港における出国旅客（日本人、外国人）及びトランジット客を対象として、調査員聞き取りにより実施されている。

④財務省・日本銀行「国際収支統計（旅行収支）」～「訪日外国人旅行者消費額等の動向調査」

訪日外国人旅行者消費額等の動向調査は、従来把握されていなかった外国人が我が国に持ち込む円貨等に関するデータを収集し、これを国際収支統計の基幹項目の一つである旅行収支に反映させるため、2002 年に成田空港から出国する外国人を対象として実施されている。なお、旅行収支が対象とする旅行者の範囲としては、1 年以内の短期滞在者に加えて、留学生については滞在日数に関係なく旅行者とみなすとされている（IMF 国際収支マニュアル第 5 版による）。

表1 我が国における主な外国人観光統計とその概要

	出入国管理統計 (正規入国外国人について)	訪日外国人旅行者調査(02年度) (JNTO)	国際航空旅客動態調査(01年度) (国土交通省航空局)	国際収支統計(財務省・日本銀行) ～「訪日外国人旅行者消費額等の動向 調査報告書」
① 調査対象	外国人出入国者* 外国人の出入(帰)国者、正規出入国者以外に協定該当者、特例上陸人員も集計。	出国外国人旅行者 出国外国人旅行者対象、滞在期間2日以上、6ヶ月以内、海港からの出国者を除く。	出国旅客及びトランジット旅客 空港から出国する外国人、滞在期間1年以内の非居住者及び留学生*	
② 調査方法	カウント**及びEDカード(自計)	他計(調査員聞き取り)。一部自計*	他計(調査員聞き取り)	
○調査周期	毎年	毎年	他計(調査員聞き取り)	
○実施頻度・回数	発生の都度、月間及び年間	年3回(夏季、秋季、冬季)	隔年(03年より毎年へ移行)	・検計中** ・年1回
○調査時期(または発送時期)	通年	02年8月、11月、03年2月	01年8月及び11月の各1週間	・2002年11月11日～2002年12月10日
○調査場所	全ての出入国港	空港(6ヶ所)**の出国待合室	全国の国際線定期就航空港(23ヶ所)。CIQ後の待合室及びサブライトで実施。	成田空港内(CIQ手続き後に実施)
○有効標本数	-	7,602票/年	5,380人;2週間合計*	・有効回答8,279人
・無作為性等	-	-	・無作為抽出	-
③ 調査事項	日本人及び外国人の出入(帰)国の状況	外国人旅行者の訪問地等の実態	空港別旅客需要予測の基礎データ	外客消費額(クレジットカード等を除く)
○属性等	性、国籍、年齢	居住国、性、年齢	国籍、性別、年齢、職業、年収	・居住地、年齢
○旅行目的・滞在期間等	・在留資格、再入国、滞在期間	・訪日目的、旅行形態、滞在期間	・旅行目的、旅行形態、滞在日数、旅行日数	・旅行目的、滞在日数、来日形態、同行人数
○出入国港・行き先等	・入国港、出国港	・訪問地(都市、施設)と泊数	・入国先、出国先、入国空港、出国空港	-
○その他	-	・訪日旅行の感想	・国内訪問地(選択肢方式)、訪問順	・持ち込み円貨、手段階別取引額等 (円持ち込み額、CD引出額、両替額等)
④ 作成指標(集計事項)	旅行者数	外国人旅行者の構成比	外国人旅行者の構成比	旅行収支(受取)** ・年次
○集計の期間	年次、月次	年次、季別(訪問地のみ)	年次	・年次
○属性等	性、国籍、年齢	居住国、性、年齢	国籍、性別、年齢、職業、年収	・居住地、年齢
○旅行先区分	無し(出入国港別推計は可)	訪問地別、都道府県別	・プロック別、都市別(選択肢式)	-
○旅行目的区分	短期滞在について観光、商用等5区分	観光・業務等11区分	観光・業務等7区分	・観光、業務等9区分
○居住国区分等	国籍別、プロック別集計あり	観光・業務等11区分	観光・業務等7区分	・主要居住国別、プロック別集計あり
○その他集計項目等	-	主要居住国別データ集を特掲***	居住プロック別集計あり	-
⑤ 公表時期・方法	毎年7月	不定期(02年度結果は04年5月に出版) 報告書を販売	年度末	-
○公表時期	毎年7月	不定期(02年度結果は04年5月に出版) 報告書を販売	年度末	-
○公表方法	「出入国管理統計年報」法務大臣官房司法法制調査部調査統計課発行・販売 「法務統計月報」毎月同課発行	「出入国管理統計年報」法務大臣官房司法法制調査部調査統計課発行・販売 「法務統計月報」毎月同課発行	「国際航空旅客動態調査集計結果」にとりまとめている	旅行収支の計数は日本銀行HP、IMFのHP、財務省のHPで公表。委嘱調査報告書は、財務省HPで公表。
⑥ 備考	*よく用いられるJNTO訪日外客数は、法務省資料に基づき、正規入国外国人のうちから、日本に永住的に居住する外国人を除き、特例上陸者のうち一時上陸者(寄港地上陸及び周辺上陸の乗客)及び通過観光客(観光通過上陸者)を加え集計されている。目的は観光、商用、その他、一時上陸の4区分**MRP(Machine Readable Passport:機械読み取り可能パスポート)による	*言葉が通じない場合は最も答えやすい調査票(英中韓仏独西)を選んでもらい自記入してもらおう **成田、関西、名古屋、福岡、那覇、新千歳(02年度調査より羽田に替えて新千歳を追加) ***韓国、台湾、香港、中国、米国、英国の6カ国	*外客標本の他、日本人16,246人、トランジット旅客2,213人(若干の日本人を含む) **英語が通じない場合は11カ国の調査票から選び目記入	*IMF国際収支マニユアル第5版に概ね準拠。 **単発の調査。調査方法の見直しも含め検討中。 ***国別滞在日数別に加重平均して消費額を算出。

(2) 都道府県における外国人観光客統計の現状

都道府県の入込統計においても、独自に外国人に関する統計を作成している例がいくつか見受けられるが、統計手法は統一されていない。

47 都道府県のうち外国人観光客に関する統計を独自に作成しているケースは、19 道県となっている（JNTO「訪日外国人旅行者調査」の都道府県訪問率をそのまま掲載している例等は除く）。ただし、石川県（兼六園のみ）や沖縄県（出入国管理統計を独自に加工）の簡便な統計を含めた場合は21 道県となる。表2に都道府県における外国人観光客統計の作成状況を示す。

なお、各都道府県が独自に実施してきた入込統計の手法・基準を統一化するため、（社）日本観光協会が「全国観光統計基準」を作成しており、2003年には8都道府県の入込統計において同基準が採用されている。同基準では、宿泊施設に対する外国人観光客の宿泊数の聞き取り調査から、外国人観光客数を把握することとしている。

都道府県における外国人観光客統計の作成状況をみると、総入込数（宿泊客数＋日帰り客数）を推計しているのは、簡易推計を含めて12 道県である。宿泊客数では11 道県、宿泊延泊数では5 道県、日帰り客数は3 県となっている（いずれも簡易な推計方法を除く）。このうち北海道では、宿泊施設調査を実施するとともに、貸切バス利用状況調査等から外国人観光客の平均宿泊日数を把握し、宿泊延べ数を平均宿泊日数で除することにより外国人観光客総数を推計している。その他の県では、観光施設調査から外国人観光客総数を推計している場合が多いものの、外国人数を把握している観光施設は、島根県（一部市町村）、熊本県（22 軒）など限定的と考えられる。また、山梨県では宿泊施設調査から得た延べ宿泊数に占める外国人比率を基に、県外観光客と同じ係数を用いて、宿泊延べ数、総入込客数等の指標の推計を行っている。

宿泊施設調査を行っている道県のうち、ほぼ全施設調査を行っているものは北海道だけであり、他の県では、秋田県（184 宿泊施設のみ）、福島県（15 の観光協会のみ）、愛知県（回答宿泊施設のみ）など任意の標本施設を抽出して実施しているケースが多く、施設数を明記していない資料もある。また、標本調査結果を基に県内全施設に拡大推計するといった作業は行われていない。

対象宿泊施設の種別については、北海道では、ホテル、旅館、簡易宿所という区分をしておき、別荘、同伴ホテル、カプセルホテル等を除くほとんどの宿泊施設タイプが原則として調査対象となっている。他の県の場合は、熊本県（大型宿泊施設のみ）など、比較的大型のホテルや旅館に偏るケースが多い。

表2 都道府県における外国人観光客統計の作成状況

都道府県番号	実施都道府県	資料名称	統計有無		集計指標			対象範囲・推計期間			集計項目(公表項目)				年計(02年)						
			○有り △簡易	△	総入込客数	宿泊客数	延泊数	日帰り客数	調査対象範囲・定義等 (全数調査、サンプル調査)	暦年・年度	月別	四半期別	市町村別	国別	目的別	宿泊施設種別	修学旅行集計	その他掲載事項等	総入込数(人)	宿泊客数(人)	延泊数(人泊)
			○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
01	北海道	北海道観光入込客数調査報告書 平成14年度版	○	○	○	○	○	ホテル、旅館、簡易宿所。	年度	○	○	○	○	○				279,350	770,868	863,050	
03	岩手県	岩手県観光統計概要 平成14年版	○	○	○	○	観光地、観光施設、観光行事、観光レク目的	暦年	○	○	○	○	○					57,920	-	107,910	
04	宮城県	観光統計概要 平成14年	○	○	○	○	184宿泊施設	暦年	○	○	△	○	○					-	-	-	
05	秋田県	平成14年 秋田県観光統計	○	○	○	○	15の観光協会のみ。他地域を除く	暦年	○	○	△	○	○					-	18,883	-	
07	福島県	観光客入込状況 平成14年	○	○	○	○	173宿泊施設を抽出、150施設が回答	暦年	○	○	△	○	○					-	53,647	-	
15	新潟県	平成14年度 新潟県観光動態の概要	○	△	○	△	「兼六園」外国人観光客数のみ	暦年	○	○	○	○	△					-	36,020	-	
17	石川県	統計からみた石川県の観光 平成14年	○	○	○	○		暦年	○	○	○	△	○					26,177	-	-	
18	福井県	福井県観光客数動態推計表 平成14年	○	○	○	○		暦年	○	○	○	△	○					56,893	-	-	
19	山梨県	山梨県観光客動態調査報告書	○	○	○	○		暦年	○	○	○	△	○					398,792	60,292	80,188	
23	愛知県	平成14年 愛知県観光レクリエーション利用者統計	○	○	○	○	宿泊施設調査により延泊数を把握。他は推計値	暦年	○	○	○	○	○					691,806	-	-	
25	滋賀県	平成14年 滋賀県観光入込客統計調査書	○	○	○	○	回答宿泊施設のみ	暦年	○	○	○	○	○					87,828	-	-	
30	和歌山県	観光客動態調査報告書 平成14年	○	○	○	○		暦年	○	○	○	○	○					62,549	-	-	
32	島根県	平成14年 島根県観光動態調査結果表	○	○	○	○	一部市町村	暦年	○	○	△	○	○					43,948	-	-	
34	広島県	平成14年 広島県観光客の動向	○	○	○	○		暦年	○	○	△	○	○					374,403	-	-	
41	佐賀県	平成14年 佐賀県観光動態調査	○	○	○	○	168宿泊施設	暦年	○	○	△	○	○					-	23,213	-	
42	長崎県	長崎県観光統計 平成14年	○	○	○	○		暦年	○	○	○	○	○					-	197,161	245,492	
43	熊本県	熊本県観光統計表	○	○	○	○	観光施設22軒、大型宿泊施設のみ	暦年	○	○	△	○	○					418,082	117,033	-	
44	大分県	平成14年 観光動態調査	○	○	○	○		暦年	○	○	△	○	○					-	184,413	-	
45	宮崎県	平成14年 観光動向調査結果	○	○	○	○	120宿泊施設のみ	暦年	○	○	△	○	○					-	-	69,688	
46	鹿児島県	平成14年の観光客の動向	○	○	○	○		暦年	○	○	△	○	○					72,722	-	-	
47	沖縄県	平成14年版 観光要覧	△	△	△	△	入国者数(県内港、一時上陸を加算)	暦年	○	○	△	○	○					180,041	1	1	
			21	12	11	5	3	(○△の数)			5	2	15	17	1	1	2				

JTBF作成

注: 宿泊客数と記載されている場合でも、実際には延泊数を計上していると考えられるケースがある

3 海外における外国人観光客統計の現状と新たな展開

(1) 海外における外国人観光客統計の現状

世界観光機関（World Tourism Organization。以下「WTO」という。）では、1999年の調査“Methodological Supplement to World Tourism Statistics”において、世界各国の観光統計作成状況の整理を試みている。この調査では、217の国の観光機関へ調査票を送付し、130カ国から回答を得ている（回収率60%）。

130カ国のうち、外国人観光客統計を整備している国は125カ国、96%に上っており、これは海外旅行統計（68%）や国内旅行統計（51%）に比較して高い比率となっている。

海外において外国人観光客統計を編集するために収集しているデータとしては、EDカードが最も多く、125カ国中90カ国と72%が活用している。宿泊施設記録については66カ国53%、来訪客調査は70カ国56%が収集している。

なお、WTOが定めた観光客の定義は以下のとおりである。

- ・ 非日常圏への12カ月以内の外出で、行き先での報酬を伴わないもの
- ・ 宿泊客と日帰り客（通過客を含む）
- ・ 日常的に国境を越える労働者を除く
- ・ 入国しないトランジット客を除く
- ・ 移民、遊牧民、難民を除く
- ・ 軍人、外交官等の公用旅行を除く

(2) 主要な国際観光客受入国における外国人観光客統計の現状

2002年における国際観光客主要受入数上位10カ国について、その外国人観光客統計の現状を1999年の“Methodological Supplement to World Tourism Statistics”から整理する。なお、EU諸国においては、現在EU Directiveに沿って外国人観光客に係る統計手法を統一する方向で見直し中である。

10カ国は、上から順に、フランス、スペイン、米国、イタリア、中国、英国、カナダ、メキシコ、オーストリア、ドイツである（表3参照）。

10カ国のうち、外国人観光客統計の作成にEDカードを利用している国は4カ国、宿泊記録を利用している国は5カ国、旅行者調査を実施している国は7カ国となっている（スペイン、中国等、その後の質問でEDカード、宿泊記録等について回答しているケースがある）。

EDカードを利用している国はアメリカ、カナダ、メキシコなど北米に多い他、中国も使用していると回答している。ヨーロッパ諸国ではEDカードは外国人観光客統計にあまり利用されていない。

国による宿泊施設名簿所有の有無については、10カ国中6カ国が所有していると回答している（イギリスでは地方政府観光局ベースで収集しており、これを合わせると7カ国）。アメリカ、カナダ、ドイツでは所有していないとしている。

旅行者調査は、10カ国中8カ国で実施されており、オーストリアとドイツでは実施されていない。（中国は、表3において外国人観光客統計作成のために旅行者調査を使用しているとは回答していないが、別の項目において実施していると回答している。）旅行者調査を実施している8カ国とも空港、国境道路、機内など、すべて国境調査として行われており、調査の目的としては、客層の把握、消費額の把握、国際収支統計の作成（イタリア、英国、中国）などが挙げられている。

表3 主要受入国における外国人観光客統計の情報ソース [02年国際観光客受入数上位10ヶ国]

	1位 フランス	2位 スペイン	3位 アメリカ	4位 イタリア	5位 中国	6位 英国	7位 カナダ	8位 メキシコ	9位 オーストリア	10位 ドイツ
(1)インバウンド・ツーリズムに関して編集されている統計があるか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)データ収集の方法は？										
出入国カード			○		○		○	○		
宿泊記録	○			○		○	○		○	○
訪問客調査	○	○	○	○		○	○	○		
その他		○	○				○			
(3)データ収集をする組織があるか	○	○	○		○	○	○	○	○	○
(4)集計や出版を担う組織があるか	Direction du Tourisme.	Instituto de Estudios Turí- sticos	U.S. Department of Commerce, International Trade Admin., TI	UFFICIO ITALIANO DEI CAMBI Banca d'Italia -Statistics Department	Ministry of Public Security of P.R. China and China National Tourism Administration	International Passenger Survey Branch, Office for National Statistics	Statistics Canada	Secretaría de Turismo, Dirección General de Política Turística	Austrian Central Statistical Office	Federal Statistical Office

(3) 外国人観光客に係る統計手法の国際統一基準策定への動き

①外国人観光客に係る統計手法の統一への取組み

WTOでは、2003年より新たなプロジェクトとして、外国人観光客統計の国際統一基準の策定に取り組んでいる。これは、米・カナダ・メキシコ・スペイン・イタリア・スウェーデン・フィンランド・仏の8カ国での現行サーベイ手法を比較しつつ、最小の情報量で、行政目的・統計目的・分析目的といった多くの行政機関の用に供する最良のモデルを構築しようとする試みである。

これら8カ国の外国人観光客統計の検討を経て、WTOでは外国人観光客に係る消費額の推計調査のプロポーザルを作成している(WTO “Measuring Visitor Expenditure For Inbound Tourism”)。この調査票案は、観光宣伝施策や観光統計を作成する国の観光行政機関のみならず、国際収支を作成する中央銀行やSNAを作成する国の統計機関の利用にも資するものとなっている。

さらにWTOでは、次のステップとして、WTOの提案する調査票の妥当性を検証するため(地域差等を考慮するため)、世界48カ国を選定して、外国人観光客統計の作成状況についてのアンケート調査を実施している(2004年度中に最終結果公表予定)。我が国の外国人観光客統計を整備する上でも、国際的整合性に配慮する観点から、WTOの調査結果をある程度参考としていく必要がある。

②EUにおける宿泊統計の進展

宿泊記録等による外国人観光客数統計に関しては、EUにおいて統計法による整備が進んでおり、“EU Tourism Statistics Directive”が1995年12月に策定されている。

また、EUで作成されている“The Design and Implementation of Surveys on Inbound Tourism, 2000年5月刊行”の第4章“Inbound Visitors To An Open Area”において、宿泊施設や主要観光施設等でのサーベイ方法が整理されている。

このほか、速報性のあるデータへのニーズの高まりから、スウェーデンでは、2002年秋よりインターネットを用いた宿泊統計の作成が準備されている。

4 我が国の外国人観光客に係る統計情報のあり方について

(1) 訪日外国人観光客統計の問題点

我が国における外国人観光客統計の問題点としては、下記の点を挙げることができる。

- ・ 様々な目的で観光客に関わる統計が作成されているものの、包括的な統計がなく、断片的になっている。
- ・ 都道府県のレベルでは、統計が作成されていない地域が多いことや統計の基準が統一されていないために地域間の比較ができない。公表の頻度や集計期間（年度・暦年）も一定ではない。
- ・ 各種旅行者調査（国境調査）における訪日外国人観光客数の定義（範囲）も曖昧である。報酬を伴う旅行を含むかといった点や、対象となる旅行の滞在日数は、調査によって異なる。
- ・ 宿泊施設から情報を得る場合でも民宿が入るかどうかなど地域・統計により差異がある。
- ・ 旅行消費額についての調査が整備されていない（財務省「訪日外国人旅行者消費額等の動向調査」など単年度で終了する調査が多い）。
- ・ 統計法に基づく調査でないことから、サーベイ調査に強制力がない。
- ・ 訪日外国人観光客統計全般に申告者の捕捉率が低い。
- ・ 統計を作成している個々の調査機関にとって調査コストの負担は大きい。このため、海外における旅行者調査に比較して我が国の旅行者調査は全般に標本数が少ない。また、地域性を配慮した調査地点数の設定や、季節性を考慮した調査日数（頻度）の設定において、母集団と異なる標本設計とならざるを得ない面がある。
- ・ 旅行者調査で、訪問地率を推計する場合、調査空港所在都道府県の比率が高くなる傾向がある。また、大都市を除き、訪問地名を想記させることが困難なケースもある。
- ・ 外国人が記入したE Dカードも、旅館業法における宿泊者名簿についても、統計化は行われていない。また、宿泊施設の名簿（リスト）が整備されていない。

(2) 統計整備の基本的方向

我が国において外国人観光客統計を整備するための基本的方向を整理すると、下記の点が必要となる。

①緊急性

国際観光の重要性はここ数年で飛躍的に高まっており、政府においても21世紀の進路として観光立国を目指し、訪日外国人旅行者を2010年までに倍増するという目標を掲げている。観光統計の整備は観光立国を推進し、実現するための基礎であり、最も重要な対策として早急に統計整備を進める必要がある。

②国際的整合性

近年、国際観光に関する統計整備を進める動きが国際的に急速に強まっている。こうした国際的な動きと連携を取り、統計整備を進めることは、経済大国としての我が国の重要な責務の一つであり、積極的な国際協力・貢献が望まれる。我が国における外国人観光客統計の整備には、世界各国の統計情報との比較という視点も重要となることから、

定義等に関する国際的整合性に十分配慮し、国際比較に耐え得る統計を整備する必要がある。

③包括性

今日の我が国における観光の重要性にかんがみると、外国人観光客のみならず日本人旅行者も含めた統計情報が地域間で比較できるよう包括性・統一性に配慮するとともに、宿泊統計においては、可能な限り広範の施設を調査対象とする必要がある。

④公表の迅速性

統計情報を的確に観光政策や観光関連団体・事業者の取組に反映させることを展望すると、月次でデータを集計し、速報ベースでは翌月に公表する等の迅速な対応を推進する必要がある。

⑤継続性

観光統計は、単に観光政策にとって有用であるだけでなく、人の動きを把握するという意味で、地域政策の立案・検証にも必要な統計である。政策効果を正確に検証するためには、時系列において整合性のある統計情報が不可欠であることから、統計調査の法的位置づけに関する明確化を検討すること等により、データの継続性を確保する必要がある。

⑥安定性・匿名性

報告者の協力を得て信頼できる統計を作成するためには、個別報告者のデータが個人情報として保護され、統計作成以外の目的で利用されないようデータベースの適切な管理体制を構築する必要がある。

(3) 整備することが望ましい統計と役割分担

上記の問題点及び基本的方向を踏まえて、我が国において今後整備すべき外国人観光客統計について、必要とされる統計情報のイメージと国・地域の役割分担を整理する。また、対応する調査方法について整理する。

①国レベルで必要な対応

- ・ 国に期待される役割は、全国的な基準の統一、統計調査の法的位置づけに関する明確化の検討、全国データの集計・公表とデータベースの管理体制の検討に対応することである。
- ・ 外国人観光客の消費動向や消費による経済波及効果を把握するためには、消費統計が必要となる。また、世界各国で導入が進められているT S A（ツーリズム・サテライト・アカウント²）により観光経済を測定する上で外国人観光市場の基礎資料ともなる。

² ツーリズム・サテライト・アカウント（Tourism Satellite Account）

GDPなどの国民経済計算だけでは十分把握できない経済活動に関して、国民経済計算を補完する目的で、その概念に準拠して作成される諸統計（サテライト・アカウント）のうち、ツーリズムに関するものをいう。国内旅行消費額、外国人旅行消費額、観光GDP、観光産業の雇用等の統計からなる。2000年に国連において、T S Aの方法論が国際標準として採択された。

- ・ IMF基準に準じて旅行収支（国際収支統計）を作成するためには、持ち込み円貨や支払手段等の別の消費額と、業務、観光の目的区分を毎年把握していくことが望ましい。
- ・ 海外においては、滞在期間・平均泊数の指標は重視されている。発国別の1泊あたり消費額等の指標等がマーケティングに活用される例が多い。
- ・ 性・年代、旅行目的、旅行形態（団体／個人別）、国内交通機関等、旅行動向についての包括的な統計情報が、効果的なプロモーション活動を進める上で必要である。
- ・ 宿泊統計が整備された場合、親類・知人宅訪問など、宿泊記録に反映されない統計情報を補完するため、サーベイ調査等による宿泊施設種別についての情報が必要である。

②地域レベルで必要な対応

- ・ 地域に期待される役割は、全国統一の基準に基づくデータの収集、特に地域内の宿泊統計の迅速な集計・公表に対応することである。
- ・ 都道府県別・市町村別の外国人観光客については、最も基礎的な情報として、到着数、宿泊（延）数を把握することが必要である。これにより、地域間比較が可能となる他、経済効果推計の基礎数値としても活用できる。
- ・ 到着数、宿泊数の月次データを集計・公表することによって、地域毎に季節性を把握できる他、効果的なプロモーション展開や、各種施策に対する政策評価の精度を高めることが可能となる。
- ・ インターネットを活用するなどして統計の速報性を高めることにより、観光関連業界だけでなく、地域の広範な事業者に有用なマーケティング情報を提供することができる。

③民間に求められる対応

- ・ 統計調査の充実のためには、観光関連民間企業の協力が不可欠である。統計調査の充実そのものが観光関連企業の戦略策定や経営基盤強化に資することを勘案し、観光関連民間企業においても統計作成に積極的に協力することが期待される。
- ・ 統計作成における民間企業の協力を当たっては、関連諸団体による働きかけや連携が有用であり、統計充実に向けて、諸団体による積極的な推進活動が望まれる。

④統計情報の収集方法

- ・ 国レベルで整備することが望ましい統計情報は、消費額、属性・旅行内容等に係るものであり、主に国境調査（旅行者調査）によって収集される。消費額、滞在期間等の情報としては、出国時の調査が適当である。
- ・ 地域レベルの統計情報は、まず宿泊統計を整備することによって得られる。消費額や経済効果、満足度やプロモーション効果等について、追加的な情報を得る場合には、適宜各地域において旅行者調査や主要な特定施設の入場者数調査等を定期的・持続的に実施する。

(4) 統計整備への検討項目

更に、今後統計化を推進していくに当たって、検討が必要とされる事項は以下のとおりである。

○定義等の検討

- ・ 統計の対象とすべき訪日外国人観光客の定義を明確にする。
- ・ 宿泊統計においては、調査対象となる施設の範囲について、施設種別や規模などを軸に、統計化の難易度等を勘案しつつ決定する必要がある。また、全国の宿泊施設名簿を作成する必要がある。
- ・ 定義等については、W T Oの外国人観光客統計に関する国際統一基準化の動きも参考としていく。

○調査方法・推進主体の検討

- ・ 調査方法については、先進国やE Uの事例も参考とする。調査コストの削減や速報性の向上、回答率・回収率の向上のため、インターネット活用等（フランス、スウェーデン等に事例あり）、新しい調査技術の積極的な活用についても検討する。
- ・ 調査予算や、技術的制約を踏まえて、調査方法、標本数、公表の頻度等の検討を行う。
- ・ 指定統計あるいは承認統計を含めた統計法上の位置づけを検討する。
- ・ 推進主体・人員、調査予算の確保を推進する。関係各機関が可能な範囲で連携を行う。
- ・ 外国人観光客に係る統計情報について、データベースの構築が重要であり、その管理主体を明確にする必要がある。

5 「外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究会」について

(1) 体制

国土交通政策研究所に設置

<メンバー>

- | | |
|---------|----------------------------|
| ◎額賀 信 | 株式会社ちばぎん総合研究所社長 |
| ○松本 和幸 | 立教大学観光学部教授 |
| ・高橋 秀夫 | 社団法人日本経済団体連合会産業本部長 |
| ・古賀 学 | 社団法人日本観光協会調査企画部長 |
| ・小田中 克巳 | 社団法人日本ツーリズム産業団体連合会事業部長 |
| ・小堀 守 | 独立行政法人国際観光振興機構事業開発部調査・情報室長 |
| ・伊藤 邦宏 | 北海道経済部観光振興課長 |
| ・萩野 覚 | 日本銀行国際局国際収支課企画役 |
| (武田 英俊 | 日本銀行国際局国際収支課調査役) |
| ・秋川 直也 | 国土交通省総合政策局観光企画課企画官 |
| ・田島 聖一 | 国土交通省総合政策局国際観光推進課長補佐 |
| ・舟本 浩 | 国土交通省総合政策局観光地域振興課長補佐 |
| ・大高 豪太 | 国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課長補佐 |
| ・伴 正 | 国土交通省総合政策局情報管理部交通調査統計課長補佐 |
| ・吉田 耕一郎 | 国土交通省総合政策局情報管理部交通調査統計課調査室長 |

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------------|
| ・河田 守弘 | 国土交通省国土交通政策研究所総括主任研究官 |
| ・日原 勝也 | 国土交通省国土交通政策研究所主任研究官 |
| ・蹴揚 秀男 | 国土交通省国土交通政策研究所研究官 |
| ・塩谷 英生 | 財団法人日本交通公社主任研究員 |

◎：座長、○：座長代理、敬称略

() 内は前任者

(2) 研究会の概要

第1回研究会

- ・ 開催日時 平成16年7月2日(金) 10:00～12:00
- ・ 開催場所 中央合同庁舎第2号館低層棟 共用会議室2A
- ・ 議事 ① 趣旨と検討内容
② 外国人観光客に係る統計情報の現状
③ 意見交換

第2回研究会

- ・ 開催日時 平成16年10月29日(金) 14:00～16:00
- ・ 開催場所 中央合同庁舎第2号館低層棟 共用会議室1
- ・ 議事 ① 報告書(案)について
② 意見交換